

社会福祉法人 かずさ萬燈会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1年12月 1日～令和 6年 3月31日までの期間

2. 内容

目標1：結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性社員が会社を退職することなく、継続して就労することを定着させるとともに、男性社員の育児休業を1人以上取得させる。

<対策>

●令和1年12月～

利用可能な両立支援制度に関する労働者への周知徹底  
育児休業等取得済み社員との交流機会の設定

目標2：働き方改革に向けた取組として労働者全体の残業時間を月平均2時間以上削減する。

<対策>

●令和1年12月～

月に1回のノー残業デーの実施  
終業時間1時間前以降からの会議の禁止